



平成28年5月19日

各位

会社名 積水化成品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柏原 正人
(コード番号 4228 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長辻村 博志
電話番号 (06)6365-3014

単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成28年6月24日開催予定の第72回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、会社法の定めに従い、本日開催の取締役会決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記「2. 株式併合」に記載の株式併合に係る議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 株式併合を必要とする理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	95,976,218 株
株式併合により減少する株式数	47,988,109 株
株式併合後の発行済株式総数	47,988,109 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成 28 年 10 月 1 日付）
249,502,000 株	124,751,000 株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(4) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 2 倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、本株式併合に伴い、平成 28 年 4 月 27 日に公表した平成 29 年 3 月期の配当予想を修正いたしますが、この修正は株式併合に伴い、1 株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。
詳細につきましては、本日別途開示の「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(5) 減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	4,759 名（100%）	95,976,218 株（100%）
2 株未満	193 名（4.1%）	193 株（0.0%）
2 株以上	4,566 名（95.9%）	95,976,025 株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2 株未満の株式を所有されている株主様 193 名（所有株式数の合計 193 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(6) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に 1 株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「2. (1)株式併合を必要とする理由」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式数を減少させるとともに単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款の一部を変更するものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>249,502,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>124,751,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日後これを削除する。</u>

(注) 上記定款第6条(発行可能株式総数)につきましては、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日に変更されたものとみなされます。

4. 日程

取締役会決議日	平成28年5月19日
定時株主総会決議日	平成28年6月24日
単元株式数変更の効力発生日	平成28年10月1日
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成28年10月1日

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

以 上

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5. 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権の数	ご所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	1,683株	1個	841株	8個	0.5株
例②	1,000株	1個	500株	5個	なし
例③	999株	0個	499株	4個	0.5株
例④	500株	0個	250株	2個	なし
例⑤	199株	0個	99株	0個	0.5株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例①, ③, ⑤, ⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合（上記⑥の場合）、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9. 具体的なスケジュールを教えてください。

A9. 次のとおり予定しております。

平成28年6月24日 定時株主総会決議日

平成28年9月27日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年9月28日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
（株価に株式併合の効果が反映されます。）

平成28年10月1日 単元株式数、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日

平成28年12月頃 端数株式の売却代金のお支払い

Q10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A10. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電 話 0120-094-777（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）